

### くらしの110番 偽メールによるフィッシングに注意

【事例】「銀行口座を凍結したので再開手続きが必要」という通知がSMSで届いた。口座を持っている銀行だったので慌ててURLをクリックし、現れた画面に名前、住所、電話番号、口座番号、暗証番号などの個人情報を入力した。後日、その銀行から「口座に複数の消費者金融から、合計100万円が振り込まれ、すぐ出金された」と連絡があった。

実在する企業、銀行、通販サイト、通信会社、宅配業者、公的機関などを装ってSMSやメールを送り、個人情報などをだまし取る「フィッシング」の相談が寄せられています。

メールの件名を【重要】【至急】としたり、「料金未納」「不正使用」といった文言で消費者の不安をあおってきます。

基本的な手口は同じで、クレジットカード情報やID、パスワード、暗証番号などの個人情報を入力させ、情報を不正使用して金銭をだまし取ります。なお、URLのクリック後、不正アプリをインストールさせる手口もあり、注意が必要です。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ① 普段から取引がある、心当たりのある相手からのSMSやメールであっても、開く時には注意を払いましょう。
- ② 金銭のやり取りをする、個人情報の入力を促すような内容には警戒してください。メールに記載されたURLにはアクセスせず、公式サイトを調べたり、実存の店舗などに問い合わせましょう。
- ③ 偽サイトにアクセスしてしまった場合、個人情報は絶対に入力せず（アプリはインストールしない）、すぐサイトを閉じてください。
- ④ 困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問 八潮市消費生活センター（受付は商工観光課） ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

### 法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

#### 長期間経過後の遺産分割

**質問** 12年前に父が亡くなりました。相続人は兄と私の2人で、遺言はなく遺産分割はまだしていません。そのため、これから遺産分割をしようと思っていますが、兄は父から不動産の生前贈与を受けていたので、私としてはその生前贈与を考慮したうえで分割をしたいと思っています。父が亡くなってから長期間経過していますが、そのような分割をすることはできるのでしょうか。

**回答** 遺産分割をする際には、法定相続分を基礎としつつ、被相続人から生前贈与を受けた相続人や被相続人に対して療養看護による特別な寄与をした相続人がいるような場合には、そのような個別の事情を考慮して修正した具体的相続分によって分割をすることができます。


もっとも、令和5年4月1日施行の改正民法により、速やかな遺産分割を促す目的で、相続開始から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として具体的相続分ではなく、法定相続分によることとするルールが新たに設けられました。このルールは改正民法の施行日より前に発生した相続にも適用されることとなりますので、本件のように相続開始から既に10年経過しているケースでは具体的相続分によることはできないこととなります。ただし、施行日から5年間は猶予期間が設けられており、相続開始から既に10年経過しているケースであっても施行日から5年経過するまでの間に家庭裁判所に遺産分割の請求をしたような場合には、なお具体的相続分によることができます。

相続開始から長期間経過した後に遺産分割をする場合には、このルールに注意する必要がありますので、早めに遺産分割を行うことが重要となります。

問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 福山茂志（弁護士）

**12月各種無料相談**  
☎996-2111  
市外局番(048)をつけておかけください。

★年末年始(12月29日(金)～令和6年1月3日(水))はお休みです。  
※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



**① 法律相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)  
※2日前の水曜日午前9時から電話予約  
日 毎週金曜日 午後1時20分～4時  
場 市民相談室  
定 8人(電話による事前予約制)

**② 税理士相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
相続税など税金全般についての相談  
※11月20日(月)午前9時から電話予約  
日 12月4日(月) 午後1時～4時  
場 市民相談室  
定 6人(電話による事前予約制)

**③ 不動産相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)  
日 12月11日(月) 午後1時～4時  
12月25日(月) 午前9時～正午  
場 市民相談室

**④ くらしの相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)  
日 12月13日(水) 午後1時30分～3時30分  
場 市民相談室

**⑤ 行政書士相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談  
日 12月18日(月) 午後1時～4時  
場 市民相談室

**⑥ 司法書士相談** 問 秘書広報課 ☎0373  
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談  
※12月7日(木)午前9時から電話予約  
日 12月21日(木) 午後1時～4時  
場 市民相談室  
定 6人(電話による事前予約制)

**⑦ DV相談** 問 子ども家庭支援課 ☎0246  
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)  
日 毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時  
※面談の場合は要予約  
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

**⑧ 女性相談** 問 子ども家庭支援課 ☎0246  
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)  
日 毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分  
場 駅前出張所内相談室  
定 4人(電話による事前予約制)

**⑨ 人権相談** 問 人権・男女共同参画課 ☎0811  
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)  
日 12月7日(木) 午前10時～午後4時  
場 八潮メセナ研修室A・B

**⑩ 心配ごと相談** 問 社会福祉協議会 ☎995-3636  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)  
日 12月6日(水)・20日(水) 午後1時～4時  
場 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

**⑪ 生活困窮者自立相談** 問 社会福祉課 ☎0493  
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)  
日 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場 社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

**⑫ こころの健康相談** 問 保健センター ☎995-3381  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)  
日 12月4日(月) 午後1時～2時30分  
場 保健センター  
定 2人(電話による事前予約制)

**⑬ 消費生活相談** 問 商工観光課 ☎0336  
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)  
日 毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時  
場 消費生活センター  
※受付は商工観光課

**⑭ 内職相談** 問 商工観光課 ☎0274  
内職の求人、求職のあせせん、および相談(内職相談員が対応)  
日 毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分  
場 市民相談室

**⑮ 若年者就職相談** 問 ゆまにて ☎996-0123  
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)  
日 12月6日(水)・20日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時  
場 ゆまにて  
定 5人(電話による事前予約制)

**⑯ 教育相談** 問 教育相談所 ☎995-0077  
児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)  
日 毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時  
場 教育相談所(八條小学校西隣)

**⑰ 家庭児童相談** 問 子ども家庭支援課 ☎0472  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)  
日 毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時  
場 家庭児童相談室

**⑱ 子育てコーディネーター** 問 子育てほっとステーション ☎951-0229  
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談  
日 毎週月～金曜日 午前10時～午後4時  
場 やしお子育てほっとステーション

**⑲ 休日・夜間納税相談** 問 納税課 ☎0330  
市税・国民健康保険税の納付についての相談  
日 12月3日(日) 午前9時～午後4時  
毎週木曜日 午後5時15分～7時  
場 納税課

〈広告欄〉

**広告募集** 「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。詳しくは、秘書広報課(☎0423)へお問い合わせください。